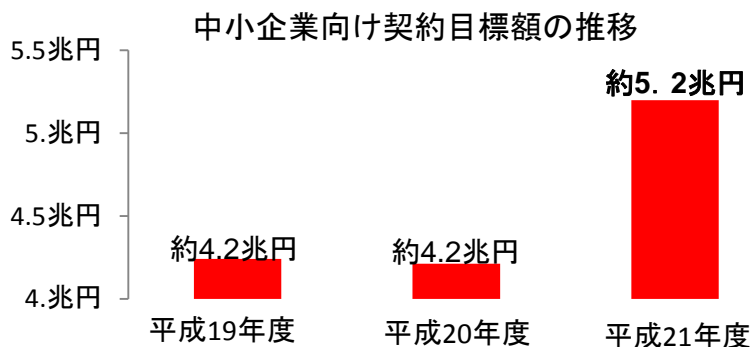


国の機関や、地方公共団体による 中小企業の受注の増加に努めます！

政府では、中小企業者の皆さんの受注機会の増大を図るため、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を決定し※、国の各機関や192の独立行政法人等が、中小企業者向けの契約の目標額を定めています。

※「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」は、平成21年6月12日に閣議決定しました。

本年度における国の機関や独立行政法人等の中小企業者向け契約目標額を、昨年度契約実績額から1兆円以上増加し、約5兆2千億円としました。これは、物品の調達、工事、役務などを合わせたものです。



なお、地方公共団体に対しても、国に準じて施策を講ずるよう要請するとともに、説明会を開催して、要請の趣旨をきめ細かく説明します。

中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

(1) 地域の中小企業者の適切な評価

災害対応などの地域への貢献、近隣地域での施工実績を評価するなど、地域の中小企業を適切に評価し、積極的に活用します。

(2) 「官公需情報ポータルサイト」の構築

国の各機関、独立行政法人等(192)及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を一括検索できるよう、「官公需情報ポータルサイト」を構築し、発注情報を入手しやすくします。

(3) 国等の契約目標・実績のきめ細かな公表

中小企業者が受注機会を把握しやすくするため、全独立行政法人等ごとに情報公開を行うなど、契約目標・実績をきめ細かに公表します。

**具体的な入札情報は、
各発注機関のホームページをご覧ください。**

モバイル中小企業庁

【お問い合わせ】

中小企業庁事業環境部 取引課

TEL 03-3501-1669

制度の内容は、中小企業庁HPをご覧ください。



<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/090612KuniKeiyakuHoushin.htm>